

令和8年度

笠間市空き店舗活用支援事業 募集案内

募集期間：令和9年2月26日（金）まで

※予算がなくなり次第受付は終了となります。

笠間市

《問合せ》

笠間市 産業経済部 商工課

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

TEL：0296-77-1101

FAX：0296-77-1146

メール：shoko@city.kasama.lg.jp

1. 補助事業の趣旨

空き店舗の利用促進のため、空き店舗バンク要綱の規定による空き店舗登録者、利用登録者を対象に、登録物件内の残置物品処分に要する費用、登録物件の賃借に要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 補助事業の種類

補助事業の種類は下記のとおりとし、補助対象者等は、3. 4. のとおりです。

- (1) 空き店舗バンク登録物件残置物品等処分支援事業
- (2) 空き店舗バンク登録物件利用促進事業

3. 空き店舗バンク登録物件残置物品等処分支援事業

補助対象者	登録物件の所有者で次の要件をすべて満たす方 (1) 補助金の交付を受けた日から2年以上空き店舗バンクへ登録すること(2年を迎える日までに第三者と賃借、譲渡の契約を締結することとなった場合は除く)。 (2) 納付すべき市税等に滞納がないこと。 (3) 以前に空き店舗バンク登録物件残置物品等処分支援事業による補助を受けていないこと。 (4) 補助対象経費が、市が実施する他の補助制度による補助を受けていないこと。
補助対象経費	登録物件に残存する物品等を一般廃棄物又は産業廃棄物収集・運搬業の許可事業者へ委託して処分、搬出する経費
補助金交付額	補助対象経費の2分の1以内の額 上限額10万円 ※1,000円未満の端数は切り捨てるものとします。
交付申請	下記の書類を笠間市商工課へ提出してください。 (1) 笠間市空き店舗活用支援補助金交付申請書(様式第1号) (2) 処分する残置物品等の箇所、内容の詳細がわかる書類 (3) 処分費用の見積書 (4) 処分前の現場写真 (5) 空き店舗バンク登録物件残置物品等処分支援事業に係る誓約書(様式第9号) (6) その他市長が必要と認める書類
実績報告	1. 報告期限 処分、搬出完了後30日以内又は年度の末日のいずれか早い日 2. 提出書類 (1) 笠間市空き店舗活用支援補助金実績報告書(様式第5号)

	<p>(2) 処分、搬出に要した費用を明らかにできる書類（領収書等）</p> <p>(3) 処分後の現場写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の返還	<p>当該空き店舗物件を空き店舗バンクへ2年以上登録しなくなったとき又は空き店舗バンク登録後2年以内に3親等以内の親族に貸与又は譲渡するときは、下記の補助金額を返還していただきます。</p> <p>(1) 1年未満：全額</p> <p>(2) 1年以上2年未満：交付額の2分の1（1万円未満の端数は切り捨て）</p>

4. 空き店舗バンク登録物件利用促進事業

補助対象者	<p>登録物件を賃借した法人又は事業主で次の要件をすべて満たす方</p> <p>(1) 当該登録物件で新規に開店し、3年以上営業を継続すること。</p> <p>(2) 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（日本標準産業分類の中分類56・57・58・59・60・75・76・77・78・79（小分類795・796は除く））のいずれかに該当すること。</p> <p>(3) 年間200日以上開業し、かつ1日あたり3時間以上営業すること。</p> <p>(4) 納付すべき市税等に滞納がないこと。</p> <p>(5) 以前に空き店舗バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと。</p> <p>(6) 補助対象経費が、市が実施する他の補助制度による補助を受けていないこと。</p> <p>(7) 登録物件の所有者の3親等以内の親族でないこと。</p>
補助対象経費	登録物件の賃借に要する経費（敷金、礼金、共益費は除く）
補助金交付額	<p>賃借開始日から開業までの期間に要する家賃月額額の2分の1に相当する金額とし、1か月あたり5万円及び3か月分を上限とする。</p> <p>※1, 000円未満の端数は切り捨てるものとします。</p>
交付申請	<p>下記の書類を笠間市商工課へ提出してください。</p> <p>(1) 笠間市空き店舗活用支援補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 同意書（様式第10号）</p> <p>(3) 笠間市空き店舗バンク登録物件利用促進事業実施計画書（様式第11号）</p> <p>(4) 空き店舗バンク登録物件利用促進事業に係る誓約書（様式第12号）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1. 報告期限</p> <p>開業後30日以内又は年度の末日のいずれか早い日</p>

	<p>2. 提出書類</p> <p>(1) 笠間市空き店舗活用支援補助金実績報告書（様式第5号）</p> <p>(2) 賃貸契約書の写し</p> <p>(3) 賃借に要した費用を明らかにできる書類（領収書等）</p> <p>(4) 事業を行うに当たり必要となる官公署等が発行する許可証、認可証、登録証等の写し</p> <p>(5) 法人の場合：法人の設立等に関する申告書の写し（既に事業を営んでいる法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し）</p> <p>(6) 個人の場合：開業・廃業等届出書の写し</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の返還	<p>3年以上営業を継続しなかったときは、下記の補助金額を返還していただきます。</p> <p>(1) 1年未満：全額</p> <p>(2) 1年以上2年未満：交付額の3分の2</p> <p>(3) 2年以上3年未満：交付額の3分の1</p> <p>※上記(2)(3)で1万円未満の端数は切り捨てるものとします。</p>

5. 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和9年2月26日（金）まで
土日祝日を除く、平日の午前8時45分から午後5時まで
※予算がなくなり次第受付は終了となります。
- (2) 提出方法 申請書類を持参してください。
- (3) 提出先 笠間市 産業経済部 商工課

6. 補助金の交付決定

内部審査会による審査を経て、補助金の交付の可否及び交付額を決定いたします。
※交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助対象外となります。

7. 問合せ先

笠間市 産業経済部 商工課 商業振興グループ
住 所：〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号
電 話：0296-77-1101（内線510）
FAX：0296-77-1146
E-mail：shoko@city.kasama.lg.jp
ホームページ：https://www.city.kasama.lg.jp